

日本セーフティカヌーイング協会

規程集

日本セーフティカヌーイング協会

Japan Safe Canoeing Association

●目次

- ・ 定款施行細則
- ・ 委員会規程
- ・ 正会員規程
- ・ 準会員規程
- ・ 賛助会員規程
- ・ 会友規程
- ・ 会費規程
- ・ 主催規程
- ・ 後援規程
- ・ 検定会規程
- ・ トレーナー規程
- ・ 公認スクール規程
- ・ 代表者研修規程
- ・ 共通プログラム規程
- ・ アシスタント規程
- ・ 旅費規程
- ・ マーク規程

日本セーフティカヌーイング協会 規程集

2007年3月1日発行

2008年3月1日改訂

2009年3月1日改訂

2010年4月1日改訂

2011年1月1日改訂

＜定款施行細則＞

- 第1条 この細則は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第49条に基づきこれを定める。
- 第2条 定款第31条にいう、専門委員会については委員会規程による。
- 第3条 定款第5条にいう、正会員とは、正会員規程による。
- 第4条 定款第5条にいう、準会員とは、準会員規程による。
- 第5条 定款第5条にいう、賛助会員とは、賛助会員規程による。
- 第6条 定款第10条により退会届けを会長に提出した会員は、定款第7条の規定に関わらず、別に定める会友規程により会友となることができる。
- 第7条 定款第4条1項(4)にいう公認とは、別に定めるスクール規程により、理事会の承認を受けたものをいう。
- 第8条 この細則に基づく各規程は、理事会の議決により定める。
- 第9条 各規程記載の「認定」「公認」とは、その条項に示す条件を必要最低限度満たしていることを認めることである。
- 第10条 各規程記載の「ガイドライン」とは、その条項に示す要件を詳しく説明し、運用の手引きとして活用できる。
各専門委員会が作成し、理事会の議決により定める。
- 附則 この細則は、1988年7月21日から施行する
- 附則 この細則は、一部改訂し2000年3月1日から施行する
- 附則 この細則は、一部改訂し2007年3月1日から施行する

＜委員会規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第5章第31条2項に基づきこれを定める。

1、委員会と業務

協会に次の専門委員会を置き、業務を示す。

（1）教育普及委員会

- ・安全なパドリング技術および指導法の研究に関する事項
- ・会員の検定に関する事項
- ・会員の研修に関する事項

（2）公認スクール委員会

- ・スクール、指導、ガイドを実施する会社、団体、組織の公認および運営に関する事項
- ・共通プログラムに関する事項
- ・公認スクールホームページの作成編集に関する事項

（3）安全委員会

- ・カヌーフィールドの調査に関する事項
- ・安全な用具の研究に関する事項
- ・事故防止対策の研究に関する事項
- ・運行規定策定と認証に関する事項

（4）会員サービス委員会

- ・会員向け情報の発信
- ・会員のための保険の調査・整備などの事項
- ・会員と協会の橋渡し役として会員サービスの向上に努める事項

（5）広報委員会

- ・協会としておこなう事業の企画、実施に関する事項
- ・協会の広報および会員に関する情報活動
- ・協会発行のニュース編集
- ・協会ホームページの作成編集に関する事項

（6）諸団体交流委員会

- ・関連諸団体との交流や連携に関する事項

2、委員長および委員

（1）委員会の委員長は理事会において任命する

（2）委員会の委員は委員長が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する

3、召集および諮問

委員会活動は、必要に応じて委員長が召集し、年間の事業計画に沿って活動する。

また委員長は、委員以外の正会員、顧問の意見を聞くことができる。

4、報告と承認

委員長は遂行業務を理事会に報告し、重要事項は理事会の承認を得なければならない。

5、庶務会計

庶務および会計は、各委員会において処理し、事務局長を経て理事会に報告する。

6、事業計画と予算立案

各委員会は、会長が指定した期日までに年間の活動計画、および予算を立案し、理事会へ提出しなければならない。

7、その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は各委員会において別に定める。

附則 この規程は、一部改訂し 1994 年 11 月 27 日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し 1997 年 12 月 1 日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し 2007 年 3 月 1 日から施行する

＜正会員規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第2章第4条1項(2)、および第3章第5条1項(1)に基づき、公認指導者（以下、正会員という）を次のように定める。

1、資格

正会員は、公認指導者検定会（以下、検定会という）において、規定の単位を取得、協会が認めた者であり、カヌーの技術・安全・ガイド指導等、必要最低限の資質を備え、認定後も精進し、信頼される質の高い指導者を志す者である。

正会員の種類・種目・単位は次の通りとする。

資格名	種目	教養課程	基礎課程		応用課程			合計 単位数
		共通	K課目	OC課目	RK課目	RC課目	SK課目	
公認 インストラクターI	カヤック	6	6					12
	カヌー	6		6				12
公認 インストラクターII	リバーカヤック	6	6		6			18
	リバーカヌー	6		6		6		18
	シーカヤック	6	6				6	18

2、入会

(1) 種目ごとに、すべての単位を取得した日を起算日として、1ヶ月以内に「入会申込書」を提出

(2) 会費の支払い

(3) 会員証の受理

※入会申込書・会費の納付先は、検定会主管、または事務局

※「入会申込書」(届出資料1)を使用

3、会費

入会金、および年会費は、別に定める会費規程による。

4、資格有効期間

毎年1月1日より12月31日までを1年とする、3年間。

但し、10月以降の検定会で単位を取得し、その年に会員となった者は、翌年度をその始まりとする。

5、更新

正会員は、有効期間内に資格の更新に必要な単位を取得し、会員の更新を行う。取得した単位の管理は事務局に置く。

(1) 手続き

- ・更新案内の受取り
- ・取得した単位の確認（協会ホームページ、または事務局）
- ・年会費の支払い
但し、支払期限は、資格有効期間終了より1ヶ月後までとする
- ・会員証受理

(2) 更新に必要な単位

- ・必須項目を2単位
- ・選択項目の中から2単位（下表参照）

(3) 更新単位の報告

- ・自らが「更新単位報告書」を提出
- ・主管が「更新単位報告書」を作成し提出

※「更新単位報告書」（届出資料2）を使用

※1日1単位を基本とする

資格有効3年間に必要な単位と、取得できる内容		単位数
必須項目	・総会出席または委任状出席 (資格有効期間3年のうち、2回の出席または委任状が必要)	1期1単位
選択項目	<正会員> ・協会活動の参加（研修会・講習会・イベント・実技デモ・運営等） ・検定会上位課程、または他種目の受験 ・他団体講習（教養課程の互換単位の項で示された講習会）への参加 (受講証明を提出) ・SRP講習、またはそれに順ずる公認スクール指導者講習会 ・公認スクール代表者研修会への代理出席	2単位
	・検定会の教養課程受講（ただし試験は必要としない）	1科目1単位
	<公認スクール代表者> ・代表者研修会の参加 ・委員会活動の参加（委員・研修会・講習会・イベント・運営等） ・検定会の運営、運営協力 <公認指導者トレーナー> ・検定会の講師、運営、運営協力 ・公認指導者トレーナー研修会の参加 <理事・監事・顧問> ・理事会の出席	2単位

6、指導活動

正会員は、指導、ガイド等の活動を行う場合は、公認スクールに属し、その運営を安全円滑に進めるうえで、以下の点に注意して活動にあたる必要がある。

(1) 保険加入の確認義務

- ・参加者が傷害保険に加入していること
- ・主催者が賠償責任保険に加入していること
- ・正会員自身が賠償責任保険に加入していること
- ・賠償責任保険の補償保険金額は、対人1億円・1事故2億円以上が望ましい

(2) 運行規定の設置

- ・中止基準を含めた運行規定を、主催者と正会員自身が共通認識すること
 - ・運行規定は書類として作成することが望ましい
- ※別に定める「運行規定作成ガイドライン」参照

(3) ログブックの保存

- ・活動後、その内容を記したログブックを保存しておくことが望ましい

※別に定める「運行規定作成ガイドライン」を参照

(4) 正会員が有する資格は個人資格であり、その資格を有し、主催者責任を負う事業をおこなうことはできない

7、権利

- (1) 第6項記載のとおり、公認スクール所属正会員の指導活動における、JSCA保険の加入利用
- (2) 公認スクールへの登録
- (3) 協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受
- (4) 協会の研修会、講習会などの主催事業への参加
- (5) マーク規程の利用
- (6) 公認スクールのアシスタント登録
- (7) その他、協会が認めた事項

8、資格の停止

- (1) 年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される
- (2) 有効期間内に更新手続きをしなかった者
1年以内に更新単位の取得をもって、この措置は解除される

9、資格の失効

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う。

10、退会

退会する者は、速やかに事務局へ通知すること。

附則 この規程は、一部改訂し1994年11月27日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2000年3月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し 2005 年 5 月 1 日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し 2007 年 3 月 1 日から施行する

なお、本規程第 5 項「更新単位」についての起算日は、2008 年 1 月 1 日とする

附則 この規程は、一部改訂し 2008 年 3 月 1 日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し 2010 年 4 月 1 日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し 2011 年 1 月 1 日から施行する

なお、本規程第 5 項「更新単位」についての起算日は、2011 年 1 月 1 日とする

＜準会員規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第3章第5条1項(2)に基づき、入会した個人（以下、準会員という）を次のように定める。

1、資格

- (1) 準会員は、検定会において、規定の単位がすべて取得できず、一部の課目のみ単位を取得し、協会が認めた者である
- (2) 準会員は、協会の公認スクールが自社の事業を行うため、アシスタント規程に基づいてアシスタント登録した者である

2、入会

- (1) 単位を取得した日を起算日として、1ヶ月以内に「入会申込書」を提出し、会費を添えて入会手続きを行う
- (2) アシスタント登録を行った公認スクールは、公認スクール代表者が入会手続きを行う

※入会申込書・会費の納付先は、検定会主管、または事務局

※「入会申込書」(届出資料1)を使用

3、会費

入会金、および年会費は、別に定める会費規程による。

4、資格と単位の有効期間

- (1) 資格
毎年1月1日より12月31日までの1年間とする。
- (2) 取得した単位
毎年1月1日より12月31日までを1年とする、3年間
- (3) 処置
10月以降の検定会で単位を取得し、その年に会員となった者は、翌年度をその始まりとする。
- (4) 有効期間を過ぎた取得単位は消滅する

5、更新

- (1) 更新案内の受取り
- (2) 年会費の支払い
但し、支払期限は、有効期間終了より1ヶ月後までとする

6、会員資格の変更

準会員が正会員に資格変更する場合は、入会金、および当該年度の年会費の差額を納入しなければならない。

7、権利

- (1) 第1項(2)の公認スクールアシスタント登録者の、JSCA保険の加入利用
- (2) 協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受
- (3) 協会の研修会、講習会などの主催事業への参加
- (4) マーク規程の利用
- (5) 公認スクールのアシスタント登録
- (6) その他、協会が認めた事項

8、自己啓発

今後の公認指導者活動に備え、指導、ガイド等の活動を行う場合、その運営を安全円滑に進めるためにも、正会員規程第6項を熟読し、研修会の積極的な参加など、自己研鑽をおこなうこと。

9、資格の停止

- (1) 年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される
- (2) 公認スクールのアシスタント登録を外れた者

10、資格の失効

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う。

11、退会

退会する者は、速やかに事務局へ通知すること。

附則 この規程は、2007年3月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2008年3月1日から施行する

＜賛助会員規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第3章第5条1項（3）に基づきこれを定める。

1、資格

賛助会員は、協会の目的、および趣旨に賛同し、これを援助する個人、または法人、団体で、協会が認めたものである。

2、入会

（1）事務局あてに「入会申込書」を提出する

（2）通知後、1ヶ月以内に会費を支払い、入会手続きを終了する

※「入会申込書」（届出資料1）を使用

3、会費

年会費は、別に定める会費規程による。

4、有効期間

毎年1月1日より12月31日までの1年間とする。

5、更新

（1）更新案内の受取り

（2）年会費の支払い

但し、支払期限は、有効期間終了より1ヶ月後までとする

6、権利

（1）協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受

（2）協会の研修会、講習会などの主催事業への参加

（3）マーク規程の利用

（4）その他、協会が認めた事項

7、資格の停止

年会費を指定期日までに納めていない者

速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される

8、資格の失効

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う。

9、退会

退会する場合には、速やかに事務局へ通知すること。

附則 この規程は、2007年3月1日から施行する

＜会友規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）規程集定款施行細則第6条に基づきこれを定める。

1、資格

会友は、正規の手続きを経て協会を退会した者で、協会の主旨に賛同協力する者である。

※正会員資格の離脱：公認指導者としての活動はできない

2、入会

（1）事務局あてに「会友入会申込書」を提出する

（2）通知後、1ヶ月以内に会費を支払い、入会手続きを終了する

※「会友入会申込書」（届出資料3）を使用

3、会費

年会費は、別に定める会費規程による。

4、有効期間

毎年1月1日より12月31日までの1年間とする。

5、更新

（1）更新案内の受取り

（2）年会費の支払い

但し、支払期限は、有効期間終了より1ヶ月後までとする

6、権利

（1）協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受

（2）協会の研修会、講習会などの主催事業へのオブザーバー参加

（3）マーク規程の利用

（4）その他、協会が認めた事項

7、正会員への復帰

所定の手続きを経て、協会退会前の資格で、協会へ再入会することが出来る。

（1）事務局あてに「再入会申込書」を提出する

（2）協会の指定する研修会に参加、参加証明書を添付する

（3）通知後、1ヶ月以内に会費を支払い、入会手続きを終了する

※「再入会申込書」（届出資料4）を使用

8、資格の停止

年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される

9、資格の失効

自ら会友を退会した者、または協会から会友資格の除名された者は、資格を失う。

10、離脱

会友を離脱する場合には、速やかに事務局へ通知すること。

附則 この規程は、1992年1月20日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2000年3月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2007年3月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2009年3月1日から施行する

＜主催規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第1章第4条各号に基づいて行われる、協会の主催事業（以下、事業という）についてこれを定める。

1、目的

協会は、定款第2章第3条に記載の目的を達成するため、主管より提案された事業を理事会が認めた場合、協会が主催者として事業を行う。

2、事業内容

- (1) 公認指導者検定会
- (2) 会員研修会
- (3) 公認指導者トレーナー研修会
- (4) 公認スクール代表者研修会
- (5) その他、理事会が認めた事業

3、主管

事業は、公認スクール、公認指導者トレーナー、委員会が計画し、主管として管理監督指導する。

4、申請

- (1) 主管は、安全基準に記載された「主管事業申請書」を記載し、協会会長に提出する
 - (2) 会長は理事会に諮り、審査をおこなう
 - (3) 理事会は、承認の可否を主管に連絡し、手続きを終了する
- ※「主管事業申請書」(届出資料5)を使用

5、主管の義務

協会は、主管に対し以下のことを義務付ける。

- (1) 活動に際し、細心の安全配慮義務を怠ること
- (2) 計画書に記載した、安全基準の記載事項を厳守すること
- (3) 賠償責任保険、傷害保険の加入義務
- (4) 事故や問題等が生じた場合、その関わる費用を被ること
- (5) 協会が出席できない事業の現場監督責任義務
- (6) 事業報告

6、修了書

主管は、事業の内容を考慮し、必要に応じ修了書を発行すること。

※「研修会修了書」(届出資料6)を使用

7、更新単位の報告

主管は、正会員規程第5項に記す、更新単位にあたる事業を行った場合、正会員の「更新単位報告書」を作成し、速やかに事務局へ提出すること。

※「更新単位報告書」(届出資料2)を使用

8、事故対処

主管は、事業における怪我、または死亡などの事故が生じた場合、速やかに事務局へ連絡し、理事会に諮る。理事会は必要な対処を行うものとする。

附則 この規程は、2007年3月1日から施行する

＜後援規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）に対し、協会以外の他団体（以下、依頼主という）から後援事業（以下、事業という）の依頼を受けた場合についてこれを定める。

1、目的

協会は、後援内容が、協会の目的（定款第2章第3条）と同様の趣旨で開催されると判断した場合、その事業の依頼を受け、事業を通して協会の目的を達成する。

2、依頼主との約定

協会は、依頼主に対し以下のことを求め、依頼主は承諾したうえで申請する。

- （1）活動に際し、細心の安全配慮義務を怠ること
- （2）賠償責任保険、傷害保険の加入義務
- （3）計画書に記載した、安全基準の記載事項を厳守すること
- （4）事故や問題等が生じた場合、一切の費用を協会に請求しない
- （5）協会は、全ての責任を放棄し、開催に関わる一切の責任は、依頼主が被ること
- （6）協会が出席できない事業の現場監督責任義務

3、申請

「後援事業申込書」、計画書（安全基準の記載）を添えて、協会会長へ提出し、理事会が諮り、審査をおこなう。

※「後援事業申込書」（届出資料7）を使用

4、報告

依頼主は、「後援事業報告書」を事業終了から10日以内に協会会長へ報告すること。

※「後援事業報告書」（届出資料8）を使用

附則 この規程は、2007年3月1日から施行する

＜検定会規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第2章第4条1項(2)に基づき、公認指導者検定会（以下、検定会という）を開催し、公認指導者（以下、正会員という）の育成を目的にこれを定める。

1、実施

検定会は、別に定める主催事業規程を基に、協会が主催し、公認スクール、または公認指導者トレーナー（以下、トレーナーという）が主管となり、開催の実施にあたる。

但し、別に定める「検定会開催ガイドライン」に沿わなければならない。

2、検定員

検定会の検定は、公認指導者トレーナーがおこなう。

3、受験申請

検定会を受検する者は、以下の内容を把握し、受験申請を行う。

- (1) 検定を受験する年の4月1日現在、18歳以上の者
- (2) 「検定会受験申込書」を作成のうえ、受験料と共に主管に提出する
- (3) 単位毎に受験することができる
- (4) 同一日程で複数の種目を受験することはできない
- (5) 検定会前日以降の受験取消しは、受験料および費用の払戻しはしない
- (6) 天候やフィールド状況により、スケジュールの変更または中止する場
合がある
- (7) 中止の場合、未消化分の受験料は払戻し、あるいは次回・次会場での
検定会受験料へ振り替えることができる

※「検定会受験申込書」（届出資料9）を使用

4、検定基準

検定内容、および検定基準は別に定める「検定課目ガイドライン」に沿って実施される。

受験者は、この「検定課目ガイドライン」を事務局またはインターネットなどを通じ、いつでも入手することができる。

5、受験者の入会

- (1) 規定の単位を取得した者は、公認指導者として「正会員規程」により入会申請しなければならない
- (2) 規定の単位が取得できず、一部の課目のみ単位を取得し保持する者は「準会員規程」により入会申請しなければならない
- (3) この手続きをしなかった者は、取得単位を失う

6、主管の手続き

主管は、協会への入会手続きを説明し、「入会申込書」と会費の回収など事務手続きをおこない、事務局へ送付する。

※「入会申込書」(届出資料1)を使用

7、検定会の見学

会員はいつでも検定会を見学することができる。

但し、次の事項に沿わなければならない。

- (1) 見学する旨を主管へ事前に通知すること
- (2) 検定の支障にならないよう、主管の指示に従うこと
- (3) 教養課程の見学は受講料を支払うこと
- (4) 実技課程において、乗艇による見学は実技講習料を支払うこと
- (5) 実技課程の動画撮影は禁止する

附則 この規程は、一部改訂し 1994 年 11 月 27 日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し 2000 年 3 月 1 日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し 2005 年 5 月 1 日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し 2007 年 3 月 1 日から施行する

＜トレーナー規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第1章第4条1項（2）に基づき、協会の定める公認指導者トレーナー（以下トレーナーという）を以下のように定める。

1、資格

- （1）トレーナーは、以下の条件を満たし、協会の認定を得た者である。
- ・指導者として、経験と専門知識が豊かである
 - ・指導者の規範となり、指導者を育成する者として、所定の条件を満たした者
- （2）教養課程において、以下の事項に関わらず、教育普及委員会が推薦し協会が認定する、専門性の高い分野を指導する「特別公認指導者トレーナー」を置くことができる。
- ただし、特別公認指導者トレーナーの任期は、第5条と同様とする。

トレーナーの種類と公認指導者検定会で担当できる課程は次の通りとする。

		担当できる課程					
		教養課程	基礎課程		応用課程		
認定資格名	認定種目	共通	K 課目	OC 課目	RK 課目	RC 課目	SK 課目
公認指導者	リバーカヤック	◎	◎		◎		
トレーナー	リバーカヌー	◎		◎		◎	
	シーカヤック	◎	◎				◎

2、申請

トレーナーになろうとする者は、以下に記すことを満たし、審査を受けなければならない。

（1）指導活動の実績

- ・インストラクターⅡ認定後、年間30日以上、且つ3年以上の指導活動が望ましい
- ・累計指導活動は200日以上が望ましい
- ・申請する年の1月1日現在、25歳以上の者

（2）申請に必要な提出書類

- ・「トレーナー申請書」
 - ・公認スクール、または現トレーナーの内、1名からの推薦状
- ※「トレーナー申請書」（届出資料10）を使用

（3）協会指定の研修会参加

検定会の教養課程、基礎課程、応用課程における研修、および運営協力をおこなう

3、認定審査

教育普及委員会は、上記案件をもとに精査し、条件を満たしている場合は理事会に諮り、理事会の承認をもって、トレーナーと認定する。

精査する内容は、以下の点である。

- ・ 指導経験
- ・ 指導技術
- ・ パドリング技術
- ・ リスクコントロール
- ・ 専門知識
- ・ 協会活動

4、任期

毎年1月1日より12月31日までを1年とする、3年間

5、更新

任期期間中に、更新単位を取得し、理事会の承認を得ること必要な更新単位は、次のとおりとする。

- (1) 必須2単位：協会指定のトレーナー研修会への参加
＝1研修会参加 2単位
- (2) 必須2単位：公認指導者検定会の検定員担当
＝教養課程1課目担当 1単位
基礎課程担当 2単位
応用課程担当 2単位

※「更新単位報告書」(届出資料2)を使用

6、職務

- (1) 「検定課目ガイドライン」「検定会開催ガイドライン」に基づき、公認指導者検定会の検定、講習を行う
- (2) 協会が認めた研修会、講習会において、講習を行う

7、活動

トレーナーは、以下の点に注意して活動にあたる必要がある。

- (1) 保険加入の確認義務
 - ・ 参加者が傷害保険に加入していること
 - ・ 主管が賠償責任保険に加入していること
 - ・ トレーナー自身が賠償責任保険に加入していること
 - ・ 賠償責任保険の補償保険金額は、対人1億円・1事故2億円以上が望ましい
- (2) 主催事業規程の確認

8、資格の停止

- (1) 年会費を指定期日までに納めていない者
速やかな年会費納入をもって、この措置は解除される
- (2) 有効期間内に更新手続きをしなかった者
1年以内に更新単位の取得をもって、この措置は解除される

9、資格の失効

協会を退会した者、または協会を除名された者は、資格を失う。

10、移行処置

2007年1月1日現在の公認インストラクタートレーナーの有資格者については、本規程施行日を起点とし、次回の更新日は2009年12月31日とする。

附則 この規程は、2000年3月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2005年5月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2007年3月1日から施行する

なお、本規程第5項「更新単位」についての起算日は、2008年1月1日とする

附則 この規程は、一部改訂し2010年4月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2011年1月1日から施行する

なお、本規程第5項「更新単位」についての起算日は、2011年1月1日とする

＜公認スクール規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款施行細則第7条に基づき、カヌースクール、カヌー指導、およびカヌーガイドを実施する会社、団体、組織の健全で安全な運営と資質の向上を図るため、これを定める。

1、公認スクール代表者（以下、代表者という）の資格

（1）A公認スクール

- ・公認インストラクターⅡであること
- ・年齢は、申請年度4月1日現在、25歳以上とする

（2）B公認スクール

- ・公認インストラクターⅠであること
- ・年齢は、申請年度4月1日現在、23歳以上とする

（3）技術、知識、品位、人格において優れていること

2、設置基準

（1）年間90日以上の実業営業日があること

（2）A公認スクール

- ・カヌー活動に想定される、すべての水面域で事業活動ができる
- ・状況の変化に対応し、概ね参加者5人に対して1人の指導者がつき、それ以上では適宜補助者がつくことを原則とする

（3）B公認スクール

- ・河川での流水は、概ねクラス1の静流利用を原則とする
- ・湖沼、海洋では、沈脱後、自力で岸に上がれる範囲のフィールド利用を原則とする
- ・状況の変化に対応し、概ね参加者2～3人に対して1人の指導者がつき、それ以上では適宜補助者がつくことを原則とする

（4）参加者に対し、1艇1式の用具を用い活動すること

3、申請と審査

公認スクールになろうとする者（以下、申請者という）は、以下に記すことを満たし、公認スクール委員会へ提出し、理事会の審査承認のうえ、協会が公認する。

（1）「公認スクール開設申込書」の提出

（2）公認スクール、または公認指導者トレーナーの内、2名からの推薦状

（3）賠償責任保険証券のコピー

（4）代表者の経歴書および履歴書

（5）運行規定

※「公認スクール開設申込書」（届出資料11）を使用

4、会費

年会費は、別に定める会費規程による。

5、公認期間

毎年1月1日より翌年12月31日までの1年間とする。

6、更新

公認スクールの継続を希望する代表者は、「継続申請申込書」を記載し、公認スクール委員長へ提出し、審査報告を理事会に諮る。

※「継続申請申込書」(届出資料12)を使用

7、準備指導

正会員は、公認スクールになる準備として、協会より指導または助言、申請に関わる書類を受けることができる。

8、利益

協会の公認スクールとなることで、以下に記す権利を受ける

- (1) 公認スクール代表者研修会の出席
- (2) 協会の顧問弁護士相談
- (3) 認定証の授与
- (4) スクール開設グッズの購入
- (5) 公認スクール合同広告の発行掲載
- (6) 共通プログラム実施規程に基づく、プログラム開催
- (7) マーク規程に基づく、公認スクールの範囲でのマーク使用
- (8) 公認スクールに加盟した代表者、および所属する正会員は、主催者責任を負う事業者である
- (9) 公認スクールに所属する正会員、およびアシスタント登録した準会員の、協会が用意するJSCA保険(賠償保険)への加入
- (10) 協会が加盟する、自然体験活動推進協議会(CONE)が用意するCONE保険、総合災害補償制度(傷害保険・賠償保険)への加入
ただし、公認スクール代表者はCONEリーダー以上の資格を有すること

9、義務

公認スクールは、指導、ガイド等の活動を行う場合、その運営を安全円滑に進めるうえで、以下の点に注意して活動する義務がある。

- (1) 保険加入の義務
 - ・参加者が傷害保険に加入していること
 - ・公認スクール、代表者、所属スタッフ、それぞれが賠償責任保険に加入されていること
 - ・賠償責任保険の補償保険金額は、対人1億円・1事故2億円以上で

十分な補償内容を満たしているもの

- (2) 運行規定の設置
 - ・中止基準を含めた運行規定を、書類として作成し、遵守しなければならない
 - ・公認スクール内では、すべての者が共通に認識すること※別に定める「運行規定作成ガイドライン」参照
- (3) ログブックの保存
 - ・活動後、その内容を記したログブックを保存しておくこと※別に定める「運行規定作成ガイドライン」を参照
- (4) アシスタント規程に記す、アシスタント登録事務手続き

10、違反に対する罰則事項

- (1) 違反を発見した場合、違反を犯した公認スクールは、報告書を公認スクール委員長へ提出しなければならない
- (2) 公認スクール委員会で調査、審議し、事実確認がなされた場合、理事会に諮り、改善勧告を出す
- (3) 勧告を受けた公認スクールは、2週間以内に、勧告提出日より1ヶ月以内に改善する具体的内容を記した、改善計画書を公認スクール委員長へ提出すること
- (4) 協会は、改善計画にそった改善がなされないと判断した場合、理事会の承認を経て公認資格を取り消す

11、公認スクールの取り消し

- (1) 公認スクールおよびその代表者が、公認基準に満たなくなった場合
- (2) 協会の名誉を傷つけ、協会の目的に違反する行為があった場合
- (3) 代表者が、2期連続で代表者研修会を欠席した場合

12、退会

退会する場合は、速やかに公認スクール委員長へ通知すること。

附則 この規程は、一部改訂し1998年12月7日から施行する

附則 2006年度の公認期間は、第4条公認期間に関わらず2006年2月1日より2007年1月31日までとし、また2007年度の公認期間は、第4条公認期間に関わらず2007年2月1日より2007年12月31日までとする

附則 この規程は、一部改訂し2007年3月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2008年3月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2009年3月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2010年4月1日から施行する

＜代表者研修規程＞

この規程は、公認スクール規程に基づき、公認スクール代表者（以下、代表者という）の資質の向上を図るため、これを定める。

1、目的

協会は、安全なカヌー指導、指導者の育成指導と擁護、健全な事業運営の研究推進を図るため、この研修会を行う

2、実施

この研修会は、公認スクール委員会が担当し、毎年1回以上実施する

3、出席義務

代表者は、この研修会に参加し、毎年3単位以上の単位を取得すること。

2時間を1単位とする。

研修会を欠席する場合には、理由を付した書面を公認スクール委員長に提出し、代理を出席させることができる。その場合は代表者出席とみなされる。

代理人が正会員の場合、正会員の更新単位が取得できる。

4、費用

研修参加者は、所定の研修会費を納入しなければならない

5、協会出席

研修会には、公認スクール委員会、協会会長、副会長、理事長、監事、顧問が出席でき、それぞれ意見を述べるることができる

附則 この規程は、2007年3月1日から施行する

なお、本規程第3項単位についての起算日は、2008年1月1日とする

＜共通プログラム規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第2章第4条1項（3）に基づき、一般愛好者への技術認定、または安全講習等の共通プログラムを実施するためにこれを定める。

1、種類

- （1）技術認定：パドリングテスト（PT）
- （2）安全講習：セーフティ&レスキュープログラム（SRP）
- （3）その他、理事会が必要と認めたプログラム

2、内容

プログラムの詳細内容は、別に定める「共通プログラムガイドライン」に従う。

なお、会員はこのガイドラインをいつでも入手できる。

3、実施

共通プログラムは、別に定める「共通プログラムガイドライン」に沿って、協会または公認スクールが主催できる。

附則 この規程は、2005年5月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2007年3月1日から施行する

＜アシスタント規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第2章第4条1項（2）、および公認スクール規定に基づきこれを定める。

1、資格

- （1）指導者を志す者で、下記に掲げるプログラムを終了した者は、公認スクールに所属のうえ、「公認スクール所属アシスタント」（以下、アシスタントという）として活動できる
- （2）アシスタント活動を通し、現場での研修を積み重ね、指導者へのステップとする

2、活動範囲

- （1）公認スクールの運営するカヌー活動を理解した補助者とする
- （2）公認スクール主催下の、公認指導者の下で活動すること

3、アシスタントに要求されるプログラム

- （1）パドリングテスト・パドル3の認定
- （2）セーフティ&レスキュープログラムの受講終了

4、登録

- （1）準会員または正会員の入会手続きをすること
- （2）アシスタント活動する者は、公認スクールに所属すること
- （3）公認スクール代表者が申請を行うこと

5、活動の停止

次の各項に該当する者は、アシスタント活動を停止しなければならない。

- （1）公認スクールを離籍した者
- （2）会員資格を停止された者
- （3）会友になった者
- （4）会費を滞納した者
- （5）協会が不適合と認めた者

6、登録の変更抹消

登録事項の変更、または抹消が生ずる場合、公認スクール代表者は、速やかに公認スクール委員長へ通知すること。

附則 この規程は、2005年5月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2007年3月1日から施行する

＜旅費規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）定款第4章第19条1項、および2項に基づきこれを定める。

1、範囲

旅費は、会議（理事会、およびそれに準ずる会議）、委員会活動、協会事業に出席を必要とする、理事、監事、および委員に支払われる出張旅費とする。

2、運用方法

- (1) 旅費は、概算額を前渡しすることができる
- (2) 旅費は、日当、交通費、宿泊費に分ける
- (3) 交通費は原則として最短距離によるものとし、日程は業務上必要な最小の日数とする
- (4) 旅費は、年間事業予定の予算に基づき支給する
- (5) 旅費は、第1号表に基づき支給する
- (6) 本規程の運用に関しては、事務局をその所轄部と定める
- (7) 本規程に該当しないものは、理事会において定める

「第1号表」

対象	日当	交通費	宿泊費	食事代
理事、監事、委員	5,000円	協会負担	協会負担	自己負担

付則 この規程は、2007年3月1日から施行する

＜マーク規程＞

この規程は、日本セーフティカヌーイング協会（以下、協会という）に所属する会員が、媒体、印刷物、インターネット、または表示に関わるすべてのものに対し、表示、呼称、およびマークを使用する場合について定める。

なお、この規程の運用に関しては、広報委員会をその所轄部と定める。

1、表示と呼称

表示およびその呼称は、以下に記すものが使用できる。

- (1) 文部科学省所管法人 財団法人 社会スポーツセンター
- (2) 日本セーフティカヌーイング協会
- (3) JSCA（呼称「ジャスカ」）
- (4) JAPAN SAFE CANOEING ASSOCIATION
- (5) 会員、正会員、準会員、賛助会員、会友、公認指導者トレーナー
- (6) 公認スクール、公認カヌースクール
- (7) 公認スクール代表者、公認カヌースクール代表者
- (8) 公認インストラクター、公認インストラクターⅠまたはⅠ、公認インストラクターⅡまたはⅡ、公認指導者
- (9) 所属アシスタント
- (10) (1)において単体での使用はできない、(11)併記の使用法を参照
- (11) 併記の使用法は以下に示す通りとする
 - ・ (1)と(2)
 - ・ (1)と(2)と(5)～(9)
 - ・ (2)または(3)と(5)～(9)
 - ・ (1)と(2)と(6)と(9)
 - ・ (2)または(3)と(6)と(9)

2、マーク

協会指定のロゴデザインマーク（データ）を使用すること。

3、利用の範囲

本規程第1項に定める、表示と呼称の使用範囲を、次のように定める。

- (1) すべての会員は、第1項(1)(2)(3)(4)および(5)の本人該当名称
- (2) 公認スクールおよび、公認スクール代表者は、第3項(1)に加え、第3項の(6)(7)(8)(9)
- (3) 会員以外の使用に際しては、その権限を広報委員会に置く

付則 この規程は、2007年3月1日から施行する

附則 この規程は、一部改訂し2010年4月1日から施行する

日本セーフティカヌーイング協会事務局
〒417-0058
静岡県富士市永田北町 4-15
(株)ブロス内 遠藤秀男
Tel. 0545-57-0034 Fax. 0545-57-0054
携帯. 090-5851-9719